

工場主ノ感スル解感ニ對シカラス以テ一般産業上ニ及ボス悪影響ハ甚シク想像外ニシテ若シ今ニシテ之レガ解決ヲ見ル能ハズンバ多數ノ職工ハ飢饉ニ墜ル會社ハ損失莫大ニ遂ニ解散ノ運余遭過スベキハ火ニ見ルヨリモ炳ナリ而シテ其結果帝都産業上ニ於ケル一部ノ衰弱ヲ醸成シ之ヲ大ニシテハ或ハ帝國産業經濟ノ破綻ヲ招クコトナキヲ保セズ進ンデ考慮スレバ我々思想界ニ波及スル影響モ亦少ナカラハ確信ス足レニ由リテ之ヲ慮ルハ本件ハ決シテ助ケル小石川一隅ノ問題ニテラスシテ實ニ帝都産業及思想上ノ大問題タルヲ疑ハルナリ然ルニ今日ニテ之カ調停ニ盡セシ者多クアル氏其ノ初ヲ卷スル却テ薪上注油ノ悔ヲ貽セシモノ多シ若シ之ヲ以テ推移センカ其解決ハ百年河清ヲ待ツノ數ナキ能ハサルナリ

即チ茲ニ小石川區會議員ハ協議會ヲ開催シ諸君考慮研究ノ結果一面當詳問題ニ對スル諒解アリ而シテ一面治安發言審權ノ威力アル所謂恩威並ニ行ハルベキ好適ノ地位タル閣下ノ個人ニシテ此ノ間ニ立チ一辟月調停ノ勞ヲ授セラレンコトヲ要望スルコトナレリ茲ク閣下帝都治安案ヲ爲特ニ此ノ願意ヲ聽許セラレンコトヲ

右協議會ノ決議ヲ以テ及慈願候也
大正十五年三月五日

警視總監 太田政弘 殿

東京市小石川區會議員協議會
議長 田島吉兵衛 印

一〇 妥協成立

二月十五日 職工側ノ申込により会社は石山ダイヤモ
ンド社長 皆川美術印刷事務 兩名立會の上在の内工業
俱樂部に於て會見、職工側(南喜(安藤純一郎、高田幸松外四名)
日次の如き要求を提出した

- (1) 組合の立場より解雇を承認すること能はず。但し
事業縮少等已むを得ざる場合は承認す
- (2) 前項承認の場合には相当年当を支給すること
- (3) 争議中の日給は金額支給すること
- (4) 新工場規則を提示すること

見 之れに對し會社は協議の上回答することとし十六日雨
次 日の如き回答を與へた
(1) 解雇者には臨時年当として曩に支給したる退職給
與金と相当額を交付す